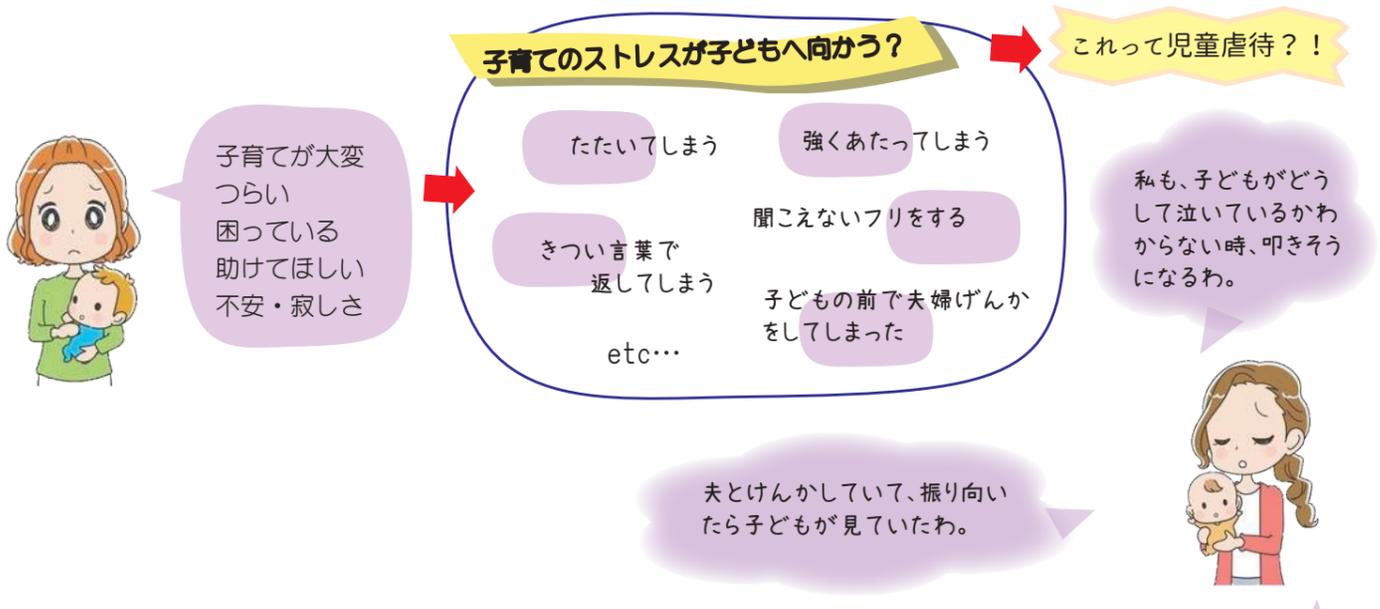
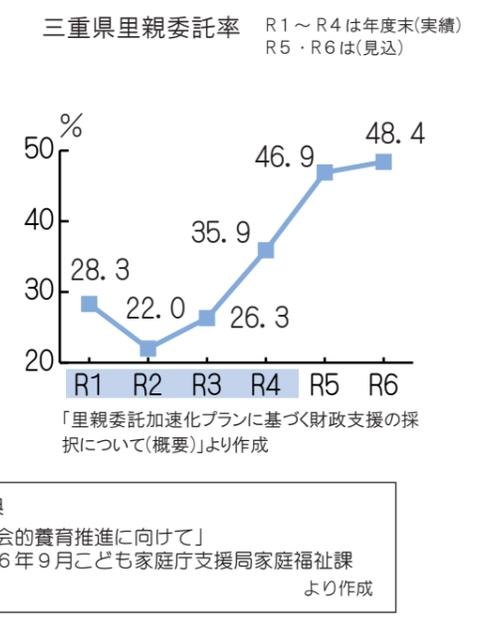
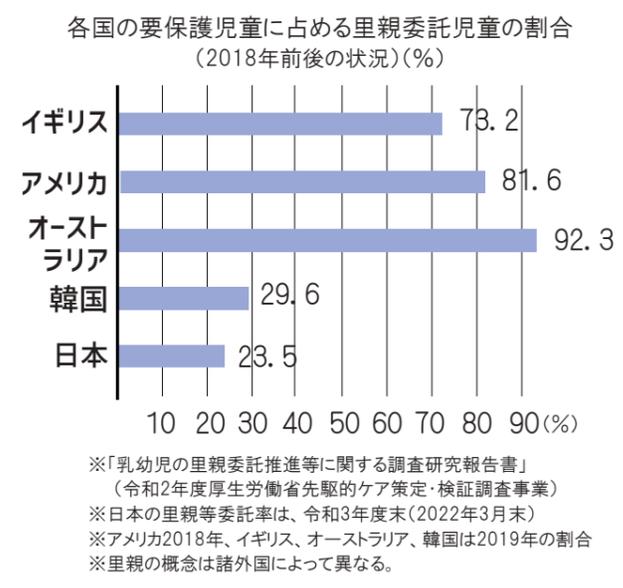


ひとごと
他人事じゃない児童虐待



子どもは、特定の信頼できる大人から愛情を受けて育つことがとても大切です。里親制度は、さまざまな理由で親と一緒に暮らせない子どもを家庭に迎え入れて養育する制度です。すべての子ども達が家庭的な環境で愛情を受けて育つために普及が図られ、三重県でも近年委託率が上がっています。



○「児童虐待」とは…

児童虐待防止法第2条 『児童虐待』とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。)がその監護する児童(18歳に満たないもの)について行う行為。児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)

- 身体的虐待(殴る、蹴るなどの暴行)
- 性的虐待(性的行為を強要)
- ネグレクト(保護を怠ったり養育を放棄)
- 心理的虐待(言葉や態度で心を傷つける)

◎ 2020年(令和2年) 児童虐待相談対応件数が20万件を超える



どうして
相談件数が
増えてきたの？

- H27年7月から運用されていた「児童相談所全国共通ダイヤル“189”」R元年12月より無料化に。
- 児童福祉法の改正・児童虐待防止法・2022年こども基本法成立など、子どもを取り巻く法律や施策が打たれたため、関係機関からの通報の増加。
- コロナ禍で家にいる時間が増える中「面前DV」の疑いがあるとして警察からの通告が増えた。

※面前DVとは…子どもの目の前で、夫婦間で暴力をふるうこと。
→ 子どもへの心理的虐待

◇ ファミリー・サポート活動は、地域の子どもに愛情を注ぐ活動のひとつです ◇

子どものために特定の大人がサポートを続け、その関わりの中で安心できる場所や時間になっていきます。地域で子どもの成長を一緒に見守ることは、社会全体で子どもを育む活動につながっています。

ファミリー・サポート・センターの講習会では、子どもの権利や、虐待について学ぶことができます

子どもの虐待について勉強になった。子どもを守ること大切だが、虐待してしまう大人の事情や社会背景もとても重要だと感じた。子育てしやすい環境になってほしい。 受講者の声より

行政の動きとしては、令和4年6月より児童福祉法が改正され、虐待が起こる前の予防的支援を強化し、妊産婦や子育て世帯へのさまざまな支援が充実していく方針となりました。

できるところからはじめてみようファミサポ活動！

*** 援助会員になって協力！**

依頼に対して援助会員が不足している状況が続いています。空いた時間に地域の子育てに参加して、地域社会と関わりませんか？子どもの育ちを見守り、一緒に活動して下さる方を募集しています。

*** ファミリー・サポート・センターの広報誌を置いて協力！**

より多くの方にファミリー・サポート活動を知っていただくため、広報誌「ぼわんぼわん」を置いて周知にご協力いただける、四日市市内の商店や企業などを探しています。ご協力いただける際には、センターまでご連絡ください。